

# 経済産業省

平成 21・09・11 秘 第 1 号  
制定 平成 21 年 9 月 15 日  
改正 平成 24 年 9 月 19 日  
改正 平成 25 年 7 月 1 日  
改正 平成 26 年 5 月 30 日  
改正 平成 26 年 9 月 1 日  
改正 平成 26 年 10 月 1 日  
改正 平成 27 年 9 月 1 日  
改正 平成 28 年 4 月 1 日  
改正 平成 29 年 4 月 1 日  
改正 平成 29 年 7 月 5 日  
改正 平成 29 年 10 月 1 日  
改正 平成 30 年 10 月 1 日  
改正 令和 元年 7 月 1 日  
改正 令和 2 年 12 月 24 日  
改正 令和 4 年 10 月 1 日  
改正 令和 5 年 3 月 31 日  
改正 令和 6 年 7 月 1 日  
改正 令和 6 年 8 月 30 日

経済産業省人事評価実施規程を次のように定める。

## 経済産業省人事評価実施規程

(総則)

第 1 条 経済産業省職員の人事評価は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成 21 年政令第 31 号）及び人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成 21 年内閣府令第 3 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより実施する。

(人事評価の実施の除外)

第 2 条 人事評価は、次に掲げる職員については、実施しない。

- 一 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時

間勤務職員を除く。)

二 実施権者が給与等への反映の余地がないものとして指定する臨時的職員

(評価者、調整者、実施権者等)

第3条 人事評価の評価者、調整者及び実施権者は、別表①のとおりとする。ただし、実施権者は、別表①に規定する評価者又は調整者が不相当であると認めるときは、この規定にかかわらず、適当な者を評価者又は調整者にすることができる。

2 実施権者は、人事評価の目的に沿った適切な運用に資するよう、評価者又は調整者の補助者をそれぞれ指定することができるほか、評価者又は調整者にそれぞれの補助者を指定させることができるものとし、補助者を置いた場合は、職員に対して周知するものとする。

(人事評価記録書及び評語の基準)

第4条 人事評価は、別紙①「人事評価記録書」(以下「記録書」という。)を用いて実施するものとする。

2 人事評価の評語は、別紙②「評語等の解説」に掲げる基準によるものとする。

(定期評価の実施)

第5条 定期評価は、能力評価及び業績評価により実施する。

2 定期評価の評価期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

一 能力評価 毎年10月1日から翌年9月30日まで

二 業績評価 毎年10月1日から翌年3月31日まで及び4月1日から9月30日まで

3 定期評価は、次条から第10条までの規定及び別紙③「実施要領」に従い実施する。

(自己申告)

第6条 評価者は、次条の評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対して、あらかじめ、当該評価期間中の発揮した能力及び挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

(評価、調整及び確認)

第7条 評価者は、全体評語及び個別評語を付すことにより評価を行うものとする。

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、全体評語を付すことにより調整を行うものとする。

3 実施権者は、調整者による調整(別表①において、調整者を指定していない場合には、評価者による評価)について審査を行い、適当でないとする場合には調整者に

再調整を行わせた上で、適当である旨の確認を行うものとする。

- 4 補助者は、評価者又は調整者に対し、被評価者の職務遂行状況についての情報提供等を行うことができる。ただし、第1項に規定する評価及び第2項に規定する調整を行うことはできない。

(評価結果の開示)

第8条 評価者は、評価結果の開示を希望しない被評価者を除き、能力評価及び業績評価の全体評語を被評価者の開示するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評価結果の開示を希望しない被評価者について、当該被評価者に係る定期評価の全体評語が、6段階評価の職員にあつては「不十分」又は「やや不十分」、3段階評価の職員にあつては「C」、2段階評価の職員にあつては「乙」である場合には、評価者は、当該全体評語を開示しなければならない。

(指導及び助言)

第9条 評価者は、実施権者の確認が行われた後、被評価者と期末面談を行い、評価結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

- 2 評価者は、評価期間の開始に際し、業績評価についての目標の設定その他被評価者が果たすべき役割を確定するために被評価者と期首面談を行うものとする。なお、期首面談は、期末面談に合わせて行うことができる。また、評価補助者は、目標設定の補助等を行うことができる。
- 3 評価者は、期首面談又は期末面談に、評価補助者を同席させることができる。なお、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を行う際にも評価補助者を同席させる場合には、被評価者の十分な理解と同意を得た上で行うものとする。
- 4 評価者は、指導及び助言等をより効果的に行う観点から必要と認める場合には、期首面談又は期末面談について、評価補助者と認識を共有し、評価補助者及び被評価者の十分な理解と同意を得た上で、評価補助者に代行させることができる。また、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を評価補助者に代行させる場合には、評価及び評価結果の開示はあくまでも評価者の責任の下で行うものであることに十分留意するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、面談に必要な事項は、別紙③「実施要領」で定める。

(定期評価についての異なる取扱い)

第10条 次に掲げる職員についての定期評価の実施に際しては、第6条、第7条第1項（個別評語に係る部分に限る。）及び前条の規定を適用しない。

- 一 別表②に掲げる職にある職員
- 二 留学中の職員

(特別評価の実施)

- 第 11 条 特別評価は、条件付任用期間（条件付採用期間及び条件付昇任期間をいう。以下同じ。）中の職員に対して、能力評価により実施する。
- 2 特別評価は条件付任用期間を評価期間として実施する。
  - 3 特別評価は、次条及び別紙③実施要領に従い実施する。

（特別評価の手続）

- 第 12 条 特別評価の手続は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に規定する手続を準用するものとする。
- 一 条件付採用期間中の職員 第 7 条（個別評語に係る部分を除く。）
  - 二 条件付昇任期間中の職員 第 7 条（個別評語に係る部分を除く。）及び第 8 条

（人事評価記録書の提出及び保管）

- 第 13 条 実施権者は、実施権者と任命権者が異なる職員に係る記録書を任命権者に提出するものとする。
- 2 記録書は、任命権者が保管するものとし、その期間は実施権者の確認の日の翌日から 5 年間保管するものとする。

（職員の異動又は併任への対応）

- 第 14 条 職員の異動又は併任については、別紙③「実施要領」に従い、対応するものとする。

（併任の場合の評価）

- 第 15 条 他の官職に併任されている職員の人事評価は、当該職員の本務に係る官職について行うものとする。この場合においては、当該本務についての評価者は、併任に係る官職の評価者と協議して行うことができる。
- 2 前項の協議においては、併任先の評価者に相当する者は、併任者の職務遂行状況等を踏まえ、併任先の官職に係る記録書の様式を用いて参考となる事項を記載し、本務の評価者に情報提供するなど、適切に対応するものとする。

（留学中の職員）

- 第 16 条 留学中の職員に対する評価は、大学等の試験結果、取得単位数等の情報を収集し、それらを総合的に勘案して、能力評価及び業績評価に係る評価を行うものとする。

（人事管理上配慮が必要な職員）

- 第 17 条 定期評価における能力評価又は業績評価の評価期間のすべてにおいて休職又は休業している職員については、当該定期評価を実施しないものとする。
- 2 定期評価における能力評価又は業績評価の評価期間において一定期間休職又は休

業していた職員については、実際に勤務した期間について評価を行うものとする。

- 3 心が不健康な状態にあること等により人事管理上配慮が必要と考えられる職員は、目標設定・開示・面談等の手続について、実施権者の指示を受けつつ、当該職員に係る健康管理医等の助言等も踏まえ、当該職員の状態に配慮した取扱いをするものとする。

(苦情への対応)

第18条 職員の苦情への対応は、別表第③のとおり「苦情相談員・苦情処理機関」を設け、別紙④「苦情対応要領」により行うものとする。

- 2 実施権者は、職員が苦情を申し出たことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情申出のあった事実及び当該内容について、その秘密の保持に留意しなければならない。

(細則)

第19条 この規程の施行に際し必要な事項は、大臣官房秘書課長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

(経済産業省職員勤務評定実施規程の廃止)

第2条 経済産業省職員勤務評定実施規程(昭和41年通商産業省訓令。以下「旧訓令」という。)は廃止する。

- 2 この規程の施行前の評価期間に係る勤務評定の手続及び旧訓令第9条の規定による勤務評定記録書の保管については、なお従前の例による。

附則(20120911 秘第5号)

この訓令は、平成24年9月19日から施行する。

附則(20130626 秘第1号)

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附則(20140522 秘第2号)

この訓令は、平成26年5月30日から施行する。

附則(20140818 秘第1号)

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（20140818 秘第 1 号）

この訓令は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（20150828 秘第 1 号）

この訓令は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（20160330 秘第 1 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（20170331 秘第 1 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（20170704 秘第 1 号）

この訓令は、平成 29 年 7 月 5 日から施行する。

附 則（20170927 秘第 1 号）

この訓令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（20180927 秘第 1 号）

この訓令は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（20190625 官第 10 号）

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（20201218 官第 10 号）

この訓令は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（20220927 官第 1 号の 1）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（20230320 官第 6 号）

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の経済産業省人事評価実施規程第 2 条第 1 号の規定を適用する。

附 則（20240621 官第 9 号）

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（20240821 官第 1 号）

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

## 1. 本省内部部局

被評価者	評価者	調整者	実施権者
事務次官	大臣	—	大臣
経済産業審議官	事務次官	大臣	大臣
局長	事務次官	大臣	大臣
次長、部長及び審議官	局長又は次長	事務次官	大臣
課長及び室長	局長	事務次官	事務次官
	次長、部長又は審議官	局長又は次長	事務次官
	課長	局長、次長、部長又は審議官	事務次官
課長補佐	課長	部長又は審議官	事務次官
	室長	課長	事務次官
係長	課長	部長又は審議官	事務次官
	室長	課長	事務次官
	課長補佐	課長	事務次官
係員	課長	部長又は審議官	事務次官
	室長	課長	事務次官
	課長補佐	課長	事務次官
高度分析交渉官	局長	事務次官	事務次官
分析官	部長又は審議官	局長	事務次官
	課長	部長	事務次官
研究官	部長又は審議官	局長	事務次官
	課長	部長	事務次官
医長	室長	官房長	事務次官
医師	医長	室長	事務次官
薬剤師	室長	官房長	事務次官
歯科衛生士	室長	官房長	事務次官
看護師長	室長	官房長	事務次官
看護師	看護師長	室長	事務次官
職長	室長	官房長	事務次官
係員	職長	室長	事務次官

## 2. 電力・ガス取引監視等委員会事務局

被評価者	評価者	調整者	実施権者
事務局長	官房長	事務次官	事務次官

課長及び室長	事務局長	官房長	事務次官
	課長	事務局長	事務次官
課長補佐	課長	事務局長	事務次官
	室長	課長	事務次官
係長	課長	事務局長	事務次官
	室長	課長	事務次官
	課長補佐	課長	事務次官
係員	課長	事務局長	事務次官
	室長	課長	事務次官
	課長補佐	課長	事務次官

### 3. 経済産業局

被評価者	評価者	調整者	実施権者
局長	局長（本省）	事務次官	事務次官
部長	局長	局長（本省）	事務次官
次長	部長	局長	局長
課長	部長	局長	局長
課長補佐	課長	部長	局長
係長	課長	部長	局長
係員	課長	部長	局長
職長	課長	部長	局長
係員	職長	課長	局長

### 4. 通商事務所

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	部長	局長	局長
課長	所長	部長	局長
課長補佐	所長	部長	局長
係長	所長	部長	局長
係員	所長	部長	局長

### 5. アルコール事務所

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	部長	局長	局長
係長	所長	部長	局長
係員	所長	部長	局長

## 6. 産業保安監督部等

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	審議官	局長	事務次官
次長	所長	審議官	事務次官
課長	所長	審議官	事務次官
	次長	所長	事務次官
所長（産業保安監督署）	次長	所長	事務次官
課長補佐	課長	次長	事務次官
係長	課長	次長	事務次官
係員	課長	次長	事務次官

## 7. 経済産業研修所

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	官房長	事務次官	事務次官
部長	所長	官房長	事務次官
課長	部長	所長	事務次官
課長補佐	課長	部長	事務次官
係長	課長	部長	事務次官
係員	課長	部長	事務次官

## 8. 資源エネルギー庁

被評価者	評価者	調整者	実施権者
長官	事務次官	大臣	大臣
次長、部長及び審議官	長官又は次長	事務次官又は長官	大臣
課長及び室長	長官	事務次官	事務次官
	次長、部長又は審議官	長官又は次長	事務次官
	課長	長官、次長、部長又は審議官	事務次官
課長補佐	課長	部長又は審議官	事務次官
	室長	課長	事務次官
係長	課長	部長又は審議官	事務次官
	室長	課長	事務次官

	課長補佐	課長	事務次官
係員	課長	部長又は審議官	事務次官
	室長	課長	事務次官
	課長補佐	課長	事務次官
高度分析交渉官	長官	事務次官	事務次官
分析官	課長	部長	事務次官
職長	室長	官房長	事務次官
係員	職長	室長	事務次官

## 9. 特許庁

被評価者	評価者	調整者	実施権者
長官	事務次官	大臣	大臣
特許技監	長官	事務次官	大臣
部長	長官	事務次官	大臣
	特許技監	長官	大臣
課長	部長	長官又は特許技監	長官
室長	部長	長官	長官
	課長	部長	長官
	室長	部長	長官
課長補佐	課長	部長	長官
	室長	部長又は課長	長官
係長	課長	部長	長官
	室長	部長又は課長	長官
	課長補佐	部長又は課長	長官
係員	課長	部長	長官
	室長	部長又は課長	長官
	課長補佐	部長又は課長	長官
職長	室長	課長	長官
首席審査長及び 審査長	部長	長官又は特許技監	長官
審査監理官	部長	長官又は特許技監	長官
審査室長及び技 術担当室長	部長	長官又は特許技監	長官
上席審査官	審査長	部長又は首席審査長	長官
	審査監理官	部長又は首席審査長	長官

	審査室長又は技術担当室長	部長又は首席審査長	長官
審査官	審査長	部長又は首席審査長	長官
	審査監理官	部長又は首席審査長	長官
	審査室長又は技術担当室長	部長又は首席審査長	長官
審査官補	審査長	部長又は首席審査長	長官
	審査監理官	部長又は首席審査長	長官
	審査室長又は技術担当室長	部長又は首席審査長	長官
部門長	部長	特許技監	長官
審判長	部門長	部長	長官
上級審判官	部門長	部長	長官
審判官	部門長	部長	長官
分析官	課長	部長	長官

#### 10. 中小企業庁

被評価者	評価者	調整者	実施権者
長官	事務次官	大臣	大臣
次長及び部長	長官又は次長	事務次官又は長官	大臣
課長及び室長	長官	事務次官	事務次官
	次長又は部長	長官又は次長	事務次官
	課長	長官、次長又は部長	事務次官
課長補佐	課長	部長	事務次官
	室長	課長	事務次官
係長	課長	部長	事務次官
	室長	課長	事務次官
	課長補佐	課長	事務次官
係員	課長	部長	事務次官
	室長	課長	事務次官
	課長補佐	課長	事務次官
分析官	課長	次長	事務次官
職長	室長	官房長	事務次官
係員	職長	室長	事務次官

(注)

1. 本表に掲げる官職については、個別の官職名を記載している場合を除き、経済産業省に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令（平成21・03・30秘第2号）に規定する標準的な官職とする。
2. 職員の所属する機関に、本表に規定する官職が置かれていない場合は、他の者を評価者又は調整者にする。

## 第1号

## (1) 内部部局等

事務次官、経済産業審議官、官房長、総括審議官、政策立案総括審議官、技術総括・保安審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、原子力事故災害対処審議官、大臣官房審議官、電力・ガス取引監視等委員会事務局長、経済産業研修所長、大臣官房参事官（指定職俸給表の適用を受ける者に限る。）

経済産業政策局長、通商政策局長、通商政策局国際経済部長、貿易経済安全保障局長、貿易経済安全保障局貿易管理部長、イノベーション・環境局長、脱炭素成長型経済構造移行推進審議官、製造産業局長、商務情報政策局長、商務・サービス審議官

## (2) 外局

資源エネルギー庁長官、資源エネルギー庁次長、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長、資源エネルギー庁資源・燃料部長、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

特許庁長官、特許庁特許技監、特許庁総務部長、特許庁審査業務部長、特許庁審査第一部長、特許庁審査第二部長、特許庁審査第三部長、特許庁審査第四部長、特許庁審判部長、特許庁審判部首席審判長

中小企業庁長官、中小企業庁次長、中小企業庁事業環境部長、中小企業庁経営支援部長

## (3) 地方支分部局

北海道経済産業局長、東北経済産業局長、関東経済産業局長、中部経済産業局長、近畿経済産業局長、中国経済産業局長、四国経済産業局長、九州経済産業局長

## 別表③ 苦情相談員・苦情処理機関一覧

## 1. 苦情相談員一覧

所属	苦情相談員
本省内部部局	各局総務課長（経済産業省決裁規程（平成13・01・06企第4号）第2条第4項の総務課長をいう。） 、各局政策企画委員、各局業務管理官、各局業務管理官室課長補佐（人事担当）
電力・ガス取引監視等委員会事務局	総務課長、課長補佐（企画調整担当）
経済産業研修所	管理課長
資源エネルギー庁	総務課長、政策企画委員、業務管理官、業務管理官室課長補佐（人事担当）
中小企業庁	総務課長、政策企画委員、業務管理官、業務管理官室課長補佐（人事担当）
特許庁	総務課長、政策企画委員、業務管理企画官、秘書課長、同課調査官、同課課長補佐（人事担当）、同課人事専門職、商標課長、同課課長補佐（人事担当）、意匠課長、同課課長補佐（人事担当）、調整課長、同課課長補佐（人事担当）、審判課長、同課課長補佐（人事担当）
経済産業局	総務企画部長、総務企画部総務課長、同課課長補佐（人事専門職）
産業保安監督部等	産業保安監督管理官、事務所長、管理課長、同課課長補佐

## 2. 苦情処理機関

所属	窓口	処理機関
本省内部部局	各局業務管理官室	大臣官房秘書課長
電力・ガス取引監視等委員会事務局	総務課	
経済産業研修所	管理課	
資源エネルギー庁	業務管理官室	
中小企業庁	業務管理官室	
特許庁	総務部秘書課	総務部長
経済産業局	総務企画部総務課	総務企画部長
産業保安監督部等	管理課	産業保安監督部長又は事務所長